

○福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成十四年六月二十六日

福岡県規則第五十号

改正 平成一七年七月一日規則第五三号

平成一七年一〇月三十一日規則第八七号

平成二〇年六月十一日規則第四五号

平成二二年三月一七日規則第八号

平成二五年八月二三日規則第二一号

平成二七年五月二九日規則第三六号

令和二年三月三十一日規則第二九号

令和三年三月三〇日規則第二六号

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例（平成十四年福岡県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共団体等)

第二条 条例第四条第一項第五号に規定する規則で定める公共団体等は、次に掲げる者とする。

- 一 日本下水道事業団
- 二 独立行政法人森林総合研究所
- 三 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 四 独立行政法人雇用・能力開発機構
- 五 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 六 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 七 独立行政法人水資源機構
- 八 独立行政法人空港周辺整備機構
- 九 独立行政法人環境再生保全機構
- 十 独立行政法人都市再生機構

十一 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に基づき設立された地方住宅供給公社

十二 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に基づき設立された地方道路公社

十三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に基づき設立された土地開発公社

十四 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産に出えんしている公益財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの二分の一以上を出資している法人であつて、土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると知事が認めたもの

2 前項第十四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した公共団体等認定申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

一 名称、事務所の所在地及び代表者の氏名

二 資本金、基本財産その他これらに準ずる出資金等の総額

三 前号の資本金等の総額のうち、国又は地方公共団体に係る出資金等の額

四 土砂埋立て等に係る事業の実績

3 前項の認定申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 法人の登記事項証明書

三 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

（平一七規則五三・平一七規則八七・平二〇規則四五・平二七規則三六・一部改正）

（許可を要しない土砂埋立て等）

第三条 条例第四条第一項第六号に規定する規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げるものとする。

一 別表第一に掲げる法令等の許可、認可その他これらに相当する行為を受けて行う土砂埋立て等

二 土砂埋立て等を行う土地の区域における土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が一メートル未満の土砂埋立て等

（土砂埋立て等許可申請書）

第四条 条例第四条第一項の規定による許可の申請は、土砂埋立て等許可申請書（様式第二号）により行うものとする。

（許可申請書の添付図書等）

第五条 条例第四条第二項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第二に掲げる書面等
- 二 別表第三に掲げる図面
- 三 その他知事が必要と認める図書

2 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う土砂埋立て等に係る許可の申請にあつては、前項各号に掲げる図書を省略することができる。

（令二規則二九・一部改正）

（許可申請書の記載事項）

第六条 条例第四条第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立て等の目的
- 二 土砂埋立て等の方法
- 三 その他知事が必要と認める事項

（許可の基準等）

第七条 条例第五条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第四及び別表第五のとおりとする。

- 2 条例第五条第一項第二号に規定する規則で定める基準は、別表第六のとおりとする。
- 3 前二項の基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項については、知事が別に定める。

（変更の許可等）

第八条 条例第六条第一項本文の規定による変更の許可の申請は、土砂埋立て等変更許可申請書（様式第三号）により行うものとする。

- 2 条例第六条第一項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 土砂埋立て等の最大たい積時に用いる土砂の量（土砂埋立て等の完了時及び最大たい積時の土地の形状に変更がない場合に限る。）及び土砂埋立て等を行う期間の変更
 - 二 知事が特に軽微と認める変更
- 3 条例第六条第二項に規定する規則で定める図書は、当該変更の部分に係る変更後の第

五条第一項各号に掲げる図書とする。

4 条例第六条第二項第三号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立区域の位置
- 二 土砂埋立て等の許可年月日及び許可番号
- 三 その他知事が必要と認める事項

5 条例第六条第三項又は第四項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等変更届（様式第四号）により行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土砂埋立区域の位置
- 三 土砂埋立て等の許可年月日及び許可番号
- 四 変更（予定）年月日
- 五 変更の内容及びその理由

6 条例第六条第三項又は第四項の規定による届出には、当該変更の部分に係る変更後の第五条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

（平一七規則五三・平二二規則八・令二規則二九・一部改正）

（地位の承継）

第九条 条例第七条第二項又は第三項の規定による承認の申請は、土砂埋立て等承継承認申請書（様式第五号）により行うものとする。

2 条例第七条第四項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立区域の位置を示す図面
- 二 条例第四条第一項の許可を受けたことを証する書面
- 三 条例第四条第一項の許可を受けた者から、当該土砂埋立て等に係る事業を承継したこと又は当該土砂埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面
- 四 その他知事が必要と認める図書

3 条例第七条第四項第五号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立て等を行う土地の面積
- 二 承認申請の理由となる事実
- 三 承認申請の理由となる事実が発生した年月日
- 四 その他知事が必要と認める事項

（標識に記載する事項等）

第十条 条例第九条第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立区域の位置
- 二 土砂埋立区域の面積
- 三 土砂埋立て等を行う土地の面積
- 四 土砂埋立て等の許可年月日及び許可番号
- 五 土砂埋立て等を行う期間
- 六 許可を受けた者の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び連絡先
- 七 土砂埋立て等に係る工事を施工する者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 八 現場責任者の氏名及び連絡先
- 九 土砂埋立区域及び周辺の状況を示す見取図

2 条例第九条第一項に規定する標識は、様式第六号によるものとする。

(着手届)

第十一条 条例第十条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等着手届（様式第七号）により行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土砂埋立区域の位置
- 三 土砂埋立て等の許可年月日及び許可番号
- 四 土砂埋立て等の着手年月日
- 五 土砂埋立て等に係る工事を施工する者の住所及び氏名
- 六 現場責任者の氏名及び連絡先

(定期的な報告)

第十二条 条例第十一条の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等状況報告書（様式第八号）により行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土砂埋立区域の位置
- 三 土砂埋立て等の許可年月日及び許可番号
- 四 土砂埋立て等を行う期間
- 五 報告に係る期間
- 六 土砂埋立区域の面積

- 七 土砂埋立て等を行う土地の面積
- 八 土砂埋立て等の最大たい積時に用いる土砂の量
- 九 報告に係る期間の前日までに搬入した土砂の量
- 十 報告に係る期間中に搬入した土砂の量

2 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 報告に係る期間の末日前一週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真
- 二 その他知事が必要と認める図書

(完了届等)

第十三条 条例第十二条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した土砂埋立て等完了（廃止）届（様式第九号）により行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土砂埋立区域の位置

三 土砂埋立て等の許可年月日及び許可番号

四 土砂埋立て等の完了（廃止）年月日

五 廃止の場合は、その理由

2 前項に規定する届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 土砂埋立て等の完了時又は廃止時の土砂の量を計算した書類
- 二 土砂埋立て等の完了時又は廃止時の確定測量図
- 三 土砂埋立て等の完了時又は廃止時の平面図及び断面図（縦断図及び横断図）
- 四 土砂埋立て等の完了時又は廃止時に撮影した土砂埋立区域の写真
- 五 その他知事が必要と認める図書

(身分証明書)

第十四条 条例第十四条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第十号とする。

(書類等の提出部数等)

第十五条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図書の部数は、一通とし、申請等に係る土砂埋立区域を管轄する農林事務所の長に提出するものとする。

(令二規則二九・一部改正)

附 則

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年規則第八七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第八号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第二一号）

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年規則第二九号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

（平一七規則五三・平二〇規則四五・平二二規則八・令二規則二九・一部改正）

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条第一項の規定に基づく許可
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項の規定に基づく認可
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の規定に基づく認可
- 四 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十二条第一項若しくは第九十一条第一項の規定に基づく許可又は同法第二十四条の規定に基づく道路に関する工事の承認
- 五 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項、第五条第一項又は第七十三条第一項の規定に基づく許可（同法第四条第二項第四号に規定する周辺の農地又は第五条第二項第四号に規定する周辺の農地若しくは採草放牧地がない場合の許可を除く。）
- 六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項又は第十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく認可
- 七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第六条第一項（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可

- 八 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第八条第一項若しくは第三十七条の五の規定に基づく許可又は同法第十三条第一項の規定に基づく承認
- 九 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に基づく許可
- 十 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）. 第八条第一項の規定に基づく許可
- 十一 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第四十六条の規定に基づく認可
- 十二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の規定に基づく許可又は同法第二十条の規定に基づく承認
- 十三 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定に基づく認可
- 十四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項若しくは第二項又は第五十二条の二第一項の規定に基づく許可
- 十五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項若しくは第十一条第一項若しくは第三項の規定に基づく認可又は同法第二百二十九条の二第一項の規定に基づく認定
- 十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づく許可
- 十七 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づく許可（同条第四項第二号又は第三号に規定する周辺の農用地等がない場合の許可を除く。）
- 十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項又は第十五条第一項の規定に基づく許可（最終処分場に係る許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第九十五号）附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。）に限る。）
- 十九 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十四条第一項の規定に基づく許可
- 二十 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項又は第十二条第一項の規定に基づく認可
- 二十一 福岡県砂防指定地等管理条例（平成十五年福岡県条例第二十号）第三条の規定

に基づく許可

二十二 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二條第一項の規定に基づく許可

二十三 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十條の二第一項の規定に基づく許可

別表第二（第五條関係）

（平一七規則五三・平二二規則八・平二五規則二一・一部改正）

- 一 土砂埋立て等の完了時及び最大たい積時に用いる土砂の量を計算した書面
- 二 盛土高が十五メートル以上になる土砂埋立て等にあつては、盛土の安定計算書
- 三 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- 四 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- 五 調節池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面
- 六 沈砂池の容量を算定した書面
- 七 土砂埋立て等の施工の工程を明らかにした書面
- 八 土砂埋立区域及び土砂埋立て等を行う土地の区域の求積表
- 九 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書
- 十 土砂埋立区域の土地について土砂埋立て等の妨げとなる権利を有する者がある場合は、その相当数の同意を得ていることを証する書面
- 十一 許可を受ける者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書
- 十二 申請者が条例第五條第一項第四号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 十三 土砂埋立て等に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分の状況に関する書面
- 十四 土砂埋立て等に要する資金の額及びその調達方法に関する書面

別表第三（第五條関係）

- 一 位置図及び周辺の見取図
- 二 土砂埋立て等の完了時及び最大たい積時の平面図
- 三 土砂埋立て等の完了時及び最大たい積時の断面図（縦断図及び横断図）
- 四 排水施設の平面図（排水系統図及び排水区割図）
- 五 排水施設の断面図

六 擁壁の構造図

七 土砂の崩壊又は流出を防止する施設及び災害を防止する施設の構造図

八 土砂埋立区域及び土砂埋立て等を行う土地の区域の測量図（現況平面図）

九 土砂埋立区域及び土砂埋立て等を行う土地の区域の求積図（面積計算図）

十 土砂埋立区域及び土砂埋立て等を行う土地の区域の字図

十一 土砂埋立区域及び土砂埋立て等を行う土地の区域の流域現況図

別表第四（第七条関係）

土地の形状	基準
切土	法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。
盛土	イ 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。 ロ 盛土高がおおむね一・五メートルを超える場合は、勾配が三十度以下であること。 ハ 盛土高が十五メートル以上の場合は、盛土の安定計算がされていること。

別表第五（第七条関係）

土砂の崩壊、流出等を防止するための施設	基準
擁壁	イ 切土又は盛土を行った後の法面の勾配が、別表第四の基準によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態から見て必要がある場合は、擁壁の設置その他の法面崩壊の防止の措置が適切に講じられていること。 ロ 擁壁の構造は、土庄等に対し、安定していること。
法面保護	切土又は盛土の法面は、法面保護の措置が適切に講じられていること。
土砂流出防止施設	土砂埋立て等に伴い、土砂が流出し、下流地域に災害が発生するおそれがある場合は、土砂埋立て等に先行して、十分な容量及び構造を持つ沈砂池等が設置される等土砂の流出防止の措置が講じられていること。
排水施設	雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられていること。

調節池	土砂埋立て等に伴い、増加する最大流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合は、調節池の設置又はその他の措置が適切に講じられていること。
-----	--

別表第六（第七条関係）

土砂埋立て等の方法の基準

- 一 土砂埋立て等を行う土地の区域の地盤には、土砂埋立区域以外の区域の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置き換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- 二 傾斜地において土砂埋立て等を行う場合は、地盤と埋立土砂の接する面が滑らないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- 三 土砂埋立て等の施工前において、草木、切株、その他の土砂埋立て等に有害な物があらかじめ除去されていること。
- 四 土砂埋立て等の施工中において、土砂の崩落、流出等を防止するため、必要に応じて柵工、仮沈砂池及び仮設水路等が設置されていること。
- 五 土砂埋立て等の工程が、土砂埋立区域外への土砂崩壊、流出その他の災害が発生しないような計画となっていること。
- 六 土砂埋立て等の施工中又は施工後において、地盤の緩み又は崩壊が生じないように、締め固めその他の措置が講じられていること。
- 七 法面保護は、法面が完成した部分から順次施工されること。
- 八 土砂埋立て等の施工中において、土砂埋立区域を表示するくい又は丁張が設置されていること。

様式第1号(第2条関係)

公共団体等認定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号

事務所の所在地

名 称

申請者 代表者の氏名

(記名押印又は署名)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例施行規則第2条第1項第14号の規定による認定を受けたく、同条第2項の規定により申請します。

1 資本金、基本財産その他これらに準ずる出資金等の総額

円(年 月 日現在)

2 上記の資本金等の総額のうち、国又は地方公共団体に係る出資金等の額

国又は地方公共団体名	出資金等の額	資本金等の総額に対する割合
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
合 計	円	%

3 土砂埋立て等に係る事業の実績

備考 定款又は寄附行為、法人の登記事項証明書並びに事業報告書、損益計算書及び貸借対照表を添付すること。

様式第2号(第4条関係)

土砂埋立て等許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号
住 所
申請者 氏 名

〔法人にあつては、名称及び
代表者の氏名
(記名押印又は署名)〕

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第4条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立て等の許可を申請します。

土砂埋立て区域の位置	市 区 郡 町 村	
土砂埋立て区域の面積 (全体面積)	m ²	
土砂埋立て等を行う土地の面積 (土砂埋立て区域のうち埋立てを行う面積)	m ²	
土砂埋立て等の最大たい積 時に用いる土砂の量	m ³	
土砂埋立て等を行う期間	年 月 日～ 年 月 日 年 カ月間	
土砂埋立て等の目的		
排水施設その他の土砂崩壊、流出 等を防止するための施設の計画		
土砂埋立て等の完了時及び最大た い積時の土地の形状		
土砂埋立て等を行っている間にお ける災害発生の防止のための措置		
土砂埋立て等の方法		
連 絡 先	申 請 者	住所 □□□-□□□□
	氏名	TEL() —
	設 計 者	住所 □□□-□□□□
	氏名	TEL() —
	施 工 者	住所 □□□-□□□□
	氏名	TEL() —
その他参考となる事項		

様式第3号(第8条関係)

土砂埋立て等変更(第 回)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号
住 所
申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)
(記名押印又は署名)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例第6条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立て等の変更の許可を申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
土砂埋立区域の位置	市 郡 区 町 村	市 郡 区 町 村
土砂埋立区域の面積 (全 体 面 積)	m ²	m ²
土砂埋立て等を行う土地の面積 (土砂埋立区域のうち埋立てを行う面積)	m ²	m ²
土砂埋立て等の最大たい積時に用いる土砂の量	m ³	m ³
土砂埋立て等を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 カ月間)	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 カ月間)
土砂埋立て等の目的		

変更の内容		変更前	変更後
排水施設その他の土砂崩壊、流出等を防止するための施設の計画			
土砂埋立て等の完了時及び最大たい積時の土地の形状			
土砂埋立て等を行っている間における災害発生の防止のための措置			
土砂埋立て等の方法			
変更の理由			
連絡先	申請者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL() -
	設計者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL() -
	施工者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL() -
その他参考となる事項			

備考

- 1 変更しようとする事項以外の欄は、斜線で消すこと。
- 2 変更しようとする事項については、変更後の福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則第5条第1項各号に掲げる図書を添付すること。

様式第4号(第8条関係)

土砂埋立て等変更届

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号
住 所
申請者 氏 名 (法人にあつては、名称及び
代表者の氏名)
(記名押印又は署名)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第6条第3項又は第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置	市 区 郡 町 村	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更(予定)年月日	年 月 日	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
氏名又は名称及び法人にあつては、その 役員の氏名		
住所又は事務所の所在地		
土砂埋立て等の最大たい積時に用いる土 砂の量	m ³	m ³
土砂埋立て等を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)	年 月 日 ~ 年 月 日 (年 カ月間)

変更の内容		変更前	変更後
その他の変更事項 (知事が特に軽微と認める変更に限る。)			
変更の理由			
連絡先	申請者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL() —
	設計者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL() —
	施工者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL() —
その他参考となる事項			

備考

- 1 変更しようとする事項以外の欄は、斜線で消すこと。
- 2 土砂埋立て等を行う期間の始期は、着工年月日(福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例の施行前からの継続地区については、許可年月日)とすること。

様式第5号(第9条関係)

土砂埋立て等承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号
住 所
申請者 氏 名

〔法人にあつては、名称及び
代表者の氏名〕
(記名押印又は署名)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第7条第2項又は第3項の規定により、承継の承認を次のとおり申請します。

許可を受けた者	住所又は事務所の所在地	
	氏名又は名称 (法人にあつては、代表者の氏名)	
当初の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
土砂埋立区域の位置	市 区 郡 町 村	
土砂埋立区域の面積 (全体面積)		m ²
土砂埋立て等を行う土地の面積 (土砂埋立区域のうち埋立てを行う面積)		m ²
承認申請の理由となる事実		
上記の事実が発生した日	年 月 日	
その他参考となる事項		

備考 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則第9条第2項第1号から第3号までに掲げる図書及び第4号に掲げる図書(法人の登記事項証明書(法人の場合のみ)、誓約書、宇図、土地の登記事項証明書、関係者の同意書等)を添付すること。

様式第6号(第10条関係)

120センチメートル以上			
土砂埋立て等に関する標識			
土砂埋立区域の位置		市 区 郡 町・村	
土砂埋立区域の面積 (全体面積)		m ²	
土砂埋立て等を行う土地の面積 (土砂埋立区域のうち埋立てを行う面積)		m ²	
許 可 し た 者		福岡県知事	
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号	土砂埋立て等 を行う期間 年 月 日 (年 カ月)
許可を受けた者	住 所 (所在地)		土砂埋立区域及び周辺 の状況を示す見取図
	氏 名 (名 称)		
	連 絡 先		
土砂埋立て等に係る工事をする施工者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
現場責任者の氏名及び連絡先			
50センチメートル以上			

様式第7号(第11条関係)

土砂埋立て等着手届

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号
住 所
申請者 氏 名

〔法人にあつては、名称及び
代表者の氏名〕
(記名押印又は署名)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第10条の規定により、次の
とおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置	市 区 郡 町 村
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
着手年月日	年 月 日
土砂埋立て等に係る工事を施工 する者の住所及び氏名	住 所 氏 名
現場責任者の氏名及び連絡先	(会社名及び部課名) (氏名) (連絡先)

備考 「土砂埋立て等に係る工事を施工する者の住所及び氏名」及び「現場責任者の氏
名及び連絡先」に変更が生じた場合は、別途届け出てください。

様式第8号(第12条関係)

土砂埋立て等状況報告書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号
住 所
申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)
(記名押印又は署名)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第11条の規定により、次のとおり報告します。

土砂埋立区域の位置	市 区 郡 町村
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
土砂埋立て等を行う期間	年 月 日～年 月 日(年 カ月)
報告に係る期間	年 月 日～年 月 日
土砂埋立区域の面積 (全 体 面 積)	m ²
土砂埋立て等を行う土地の面積(土砂埋立区域のうち埋立てを行う面積)	m ²
土砂埋立て等の最大たい積時に用いる土砂の量(A)	m ³
報告に係る期間の前日までに搬入した土砂の量(B)	m ³
報告に係る期間中に搬入した土砂の量(C)	m ³
累計の土砂の量及び割合	(B+C) m ³ ((B+C)/A) × 100 %
その他参考となる事項	

備考 報告に係る期間の末日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真及びその他知事が必要と認める図書を添付すること。

様式第9号(第13条関係)

土砂埋立て等完了(廃止)届

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号
住 所
申請者 氏 名

〔法人にあつては、名称及び
代表者の氏名〕
(記名押印又は署名)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置	市 区 郡 町 村
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完了(廃止)年月日	年 月 日
備 考	

備考 廃止の場合は、その理由を備考の欄に記入してください。

様式第10号(第14条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
所 属
氏 名
上記の者は、福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第14条に規定する立入検査の権限を有する者であることを証明する。
年 月 日
福岡県知事 印

(裏)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例(抜粋)

(立入検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立て等を行った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、埋立て等の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰 則)

第22条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) 第14条の規定による立ち入り検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者